

畜 第 3 3 6 号  
令和 2 年 7 月 7 日

畜産関係団体の代表者 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

新型コロナウイルス感染症感染防止の定着に向けた取組について（通知）

このことについて、別添写しのとおり農林水産省生産局畜産部畜産企画課長から通知がありましたので、御了知いただくとともに、引き続き、下記により地域における支援体制の整備について御検討いただきますようお願いいたします。

記

1 生産者への周知

畜産事業者向けチェックリスト（国通知別添3）について、生産者への周知に努めること。

2 支援体制の検討

指導機関向けチェックリスト（国通知別添4）のほか、令和2年5月25日付け畜第184号でお示しした「業務継続検討に係るチェックリスト」「発生時の対応フロー図（例）」等を参考に、地域における支援体制を検討すること。

【担当】 畜政担当 吉田、大崎

電話 019-629-5727 FAX 019-623-0201

E-mail AF0009@pref.iwate.jp





2生畜第588号

令和2年7月3日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産企画課長

新型コロナウイルス感染症感染防止策の定着に向けた取組について

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けては、『『新しい生活様式』の実践例』等を踏まえて策定した「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」等を踏まえた感染防止策を日常の作業や生活に定着させ、継続して取り組むことが重要です。

また、感染症発生時に業務を継続するための体制について、予め検討・構築しておくことが求められています。

令和2年5月に各都道府県の協力を得て行ったアンケート調査の結果（別添1）では、感染防止対策を講じている地域や農家から取組事例の報告があった一方で、取組の一層の徹底が必要と考えられる事項も認められました。

このため、アンケート調査の結果等についてとりまとめた現場の指導機関向けの資料を作成しましたので、貴都道府県管内の関係機関へ周知をお願いします（別添2）。

また、現場段階での取組チェックリストを活用した現状の確認と現場指導を行うことが有効と考えております（別添3、4）。

各都道府県におかれては、この趣旨を踏まえ、都道府県ごとの畜産事業者に対する既存の指導体制の下、別紙に示した指導の実施をお願いします。



(別紙)

## 新型コロナウイルス感染症感染防止策の定着に向けた取組

### 1 指導の実施

主たる指導機関が地域や畜種により異なると考えられることから、都道府県が把握している既存の指導体制を活用し、チェックリストを活用した指導を推進する。

その際は、

- ① 可能な限り広範な生産者に畜産農家向けチェックリスト（別添3）を配布し、生産者に自ら記入してもらった後に指導機関が確認し、必要に応じて助言する。
- ② 「従業員が概ね10名以上の経営」や「複数の家族により運営されている比較的規模の大きな家族経営」等、感染症が経営内で発生した場合に地域の実情を踏まえると業務継続が困難となるおそれがあると思われる経営については、指導機関がチェックリストに基づき、経営主や従業員と意見交換を行い、必要に応じて助言する。

なお、本チェックリストを用いずに、地域独自の方法で指導を行うことを妨げるものではない。この場合、2の指導状況の報告は、その内容を報告するものとする。

- ③ 地域の指導機関に指導機関向けチェックリスト（別添4）を配布し、記入してもらった後に、各県庁が確認し必要に応じて助言する。

### 2 指導状況の確認調査（報告様式等の詳細は別途連絡）

各都道府県において、9月～10月を目途に指導の実施状況を調査し、地方農政局（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含む）を経由して10月31日（火）までに農林水産省畜産企画課に報告を行うものとする。

（報告事項例）

生産者へのチェックリストの配布時期、チェックリストを活用した指導の実施時期、現地で指導を実施した生産者数、指導機関による感染防止策の定着状況の評価 等

#### 【担当】

農林水産省生産局畜産部畜産企画課

飯野・柳田 03-3501-1083

今崎・眞壁 03-3502-0874

# 酪農経営体（大規模）における新型コロナウイルス感染症対応状況調査結果概要 (別添1)

- 従業員が概ね10名以上の酪農家57件（うち北海道16件）の聞き取り結果を集計（調査期間5月1日～20日）
- 回答があった経営体の概況（平均）
  - ・ 搾乳牛頭数 : 687頭（北海道：756頭、都府県：660頭）【最大値：2,250頭】
  - ・ 1日あたり従事者数 : 19人（北海道：17人、都府県：20人）【最大値：64人】
  - ・ 1日あたり搾乳従事者数 : 8人（北海道：8人、都府県：8人）【最大値：30人】

## 従業員のグループ分けによる接触機会の低減の取組

	回答数	割合
実施している	18	32%
検討中	19	33%
行っていない・できない	20	35%

6割

## 感染者発生時の業務継続体制の検討

### 【具体的な検討例】

- ・ 濃厚接触が発生しない状態での勤務を徹底し、既存の従業員で事業継続
- ・ 経営内他部門（肉牛部門、畑作部門）の職員による充当
- ・ 必要最低限の業務に絞って実施
- ・ 搾乳頭数の削減や子牛の販売により業務縮小
- ・ 酪農ヘルパー組合との連携

### 【検討における課題】

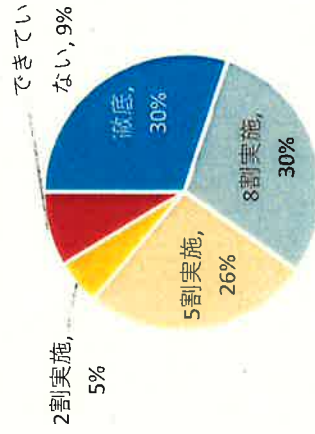
- ・ 従業員数に限りがあることや習得している技術の差等によりグループ化することが困難
- ・ 習得している技術の差等から、近隣農家や酪農ヘルパーに頼むことは困難

## 基本的な感染防止対策の実施状況

※ 基本的な感染防止策の一層の徹底が必要。



### マスクの着用状況



人との距離の確保

### 【その他の対策】

- 外出自粛、検温の励行、来場者の記録、来客自粛、消毒液の設置、SNSによる業務連絡
- 施設の消毒（拭き取り）

畜産業における新型コロナウイルス感染症への対応状況について、アンケート調査を実施（令和2年5月1日～5月20日）しました。その結果をお知らせしますので、地域での対応検討の一助にしてください。再び感染拡大が発生する前に、万全な「備え」をお願いします。

## 1 アンケート結果

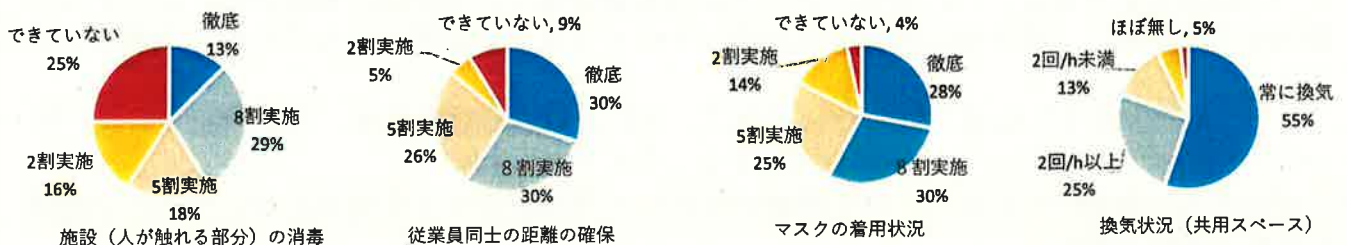
(農林水産畜産企画課調べ)

### ① 地域での体制の整備

- ・回答のあった208地域中、99地域で消毒要員確保の検討、82地域で代替要員リストの検討が行われています。以下の取組事例も参考に、引き続き、検討を進めてください。
- **消毒の実施体制**
  - ・多くの地域では生産者団体が中心に消毒の実施体制を検討しています。
  - ・その他にも、行政（市、県）、畜産事業者（農家）などが消毒の役割を担うような検討も行われています。
  - ・実際の消毒実施の際には、自衛防疫組合の枠組や専門業者の利用を検討している地域もあります。
- **代替要員の検討体制**
  - ・多くの地域では生産者団体やヘルパー組合を中心に代替要員を検討しています。
  - ・その他にも、コントラ従業員、法人従業員、近隣農家などを検討しています。
  - ・畜産クラスター協議会を単位として、対応を検討している事例もあります。

### ② 感染防止の取組

- ・酪農経営（概ね従業員10名以上）を対象に感染防止策の実施状況を調査しました。



- ・アンケート結果からは、特に「施設の消毒」、「従業員間の距離の確保」、「マスクの着用」などの一層の徹底が必要と考えられます。以下の取組事例も参考に、農場内での取組を再確認してください。

#### ○ 感染防止のための特徴的な取組

- ・作業ごとに担当者を固定、作業のグループ化
- ・スタッフの毎日の検温・記録、時差出勤、「三つの密」となる場所への訪問の自粛
- ・会議の短縮、ミーティングルールの策定、SNS等による業務連絡、リモートワークの実施
- ・来場者の記録、営業・訪問の自粛要請

☆ 感染防止には、就業時間内のみならず、日常生活も含めた「三つの密の回避」や「マスクの着用」、「人と人との距離の確保（2mを目安に（最低1m））」、「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染予防対策や「新しい生活様式」の定着が、極めて重要です。

**指導機関におかれては、以上の結果を踏まえ、地域における発生した場合の備えの検討と併せて、日頃の感染防止策の一層の徹底について生産者へ指導をお願いします。**

## 2 アンケートであった発生時の課題と対応例

### Q1 具体的な消毒の仕方がわからない。

A1 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、自ら行う場合には、以下に留意して下さい。

- ・感染者が勤務した区域を消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムで消毒します。
- ・頻繁に手指が触れる箇所は特に入念に拭き取り等を実施して下さい。
- ・必ずしも動力噴霧器を使用する必要はありません（動力噴霧器を使用する際は、健康被害につながるおそれがあるため、室内での噴霧は行わないで下さい。）

### Q2 発生農場での消毒作業を行う作業員の安全を守れるか不安。

A2 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であることから、感染者や濃厚接触者との濃厚接触※を避けるとともに、消毒作業の際は、作業員の感染を防止するため、マスク、手袋、つなぎ、ゴーグル等の保護具を着用し、作業後は手指等の消毒を行います。作業の安全を確保するために、保健所の指示に従って実施するのが望ましいことから、事前に保健所に相談して下さい。

なお、消毒作業に必要な物品・資材（使い捨てのマスク・手袋・つなぎ等や手動式の噴霧器等）については、ALICの補助事業による支援の対象ですのでご活用下さい。

### Q3 感染者等の情報を団体等に提供する際、個人情報保護の観点から事前に了解を得る必要があるか。

A3 感染者等の情報は、個人情報であることから、農場において感染者等が確認された際に迅速に対応するため、事前に地域において個人情報を提供する範囲や内容等について合意した上で、連絡体制や発生時の対応を決めておくことが重要です。

### Q4 代替要員への業務引継ぎはどのように行えばよいか。

A4 感染者は、現場にでることができなくなります。そのため、農場毎に作業マニュアルを予め整備することが望まれます（代替要員が対応できるよう生産者にマニュアル作成を依頼している地域もあります。）。作業マニュアルの整備が難しい場合は、作業のポイントとなる箇所を予め整理し、発生時に作業内容を電話やSNSなどで確認するなどの対応が考えられます。

また、農場関係者に確認が取れない場合は、近隣の類似形態の農場、作業機器メーカー等からアドバイスを受けつつ、作業を実施することも考えられます。

### Q5 代替要員の安全は大丈夫か。発生農場で作業した代替要員は2次感染を防ぐための2週間の自宅待機は必要か。

A5 発生農場は、Q2に示す消毒を実施することで、事業継続が可能です。また、代替要員が感染者や濃厚接触者との濃厚接触防止や感染予防策（マスクの着用、人と人との距離の確保、手洗いなどの手指衛生など）を徹底することで、自宅待機は不要と考えます（消毒の実施や濃厚接触者の確認、作業上の留意点など、保健所の指示に従ってください。）。

なお、代替要員と感染者との接触防止を徹底するため、ガイドライン等を参考に、感染者の家庭内での感染防止策を徹底してもらい、家族を介して感染を防止することも重要です。

#### 【※ 濃厚接触、濃厚接触者とは】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」）

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌物若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることによる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

# 事業継続のための新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト (別添3)

## (畜産農家の皆さまへ)

畜産は、毎日の飼養管理を行う必要があるため、作業者が新型コロナウイルスに感染しないことが重要です。各農場で以下の感染予防対策を確実に実行しましょう。

### 感染予防対策

#### 1 一人ひとりの感染予防対策の基本

感染の予防は、以下の3つが基本となります（「新しい生活様式」より）。日常生活において、意識した行動をお願いします。

- ① 人との間隔はできるだけ2mを目安に（最低1m）空ける。
- ② 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ③ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に（手指消毒薬の使用でも代替可）  
また、普段から「3密」（密集・密接・密閉）を回避しましょう。

#### 2 業務継続のための感染予防対策

農場における感染予防の対応等については、「畜産事業者新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に基づき、実施・検討をお願いいたします。

○以下の予防策を徹底することで、感染リスクの低減を図りましょう

- ・体温の測定と記録と発熱等の症状がある場合の責任者への連絡と自宅待機
- ・従業員から報告を速やかに受ける体制の構築
- ・出勤時やトイレ使用后、作業場への入場時の手洗い、手指の消毒
- ・通常の清掃に加え、消毒用アルコール等を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃<sup>注</sup>
- ・換気の徹底（作業場内、休憩所などの共有スペース）

注：拭き取り清掃の実施方法 ※ 感染者が発生した場合には保健所に相談しましょう。

- ・消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）を用います。
- ・よく触るところ（ドアノブ、照明スイッチ、階段の手すり、共用の器具等）は、上記で拭き取ります。
- ・拭き取りは使い捨てのペーパータオルなどで行います。
- ・拭き取り後は石けんによる手洗い、手指消毒薬での手指の衛生を必ず行います。

#### 3 発生時を想定した業務継続の準備

作業員が感染した場合には、迅速に対応する必要があります。感染者等が発生した場合を想定して、以下の準備をおねがいします。

- 発生時に、どこに連絡したらよいか事前に確認しましょう
- 作業支援者に作業をお願いするにあたり、作業のポイントを書き出しておきましょう（できればマニュアル化が望ましい）等

裏面のチェックリストでチェック！

# 事業継続のための新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

**日頃の感染予防の取組が農場を守ります！**

**農場における感染予防対策をチェックしてみましょう  
不十分な項目は、各農場において実施体制の整備をお願いします**

項目	チェック	備考
<b>1 常時の予防対策</b>		
体温の測定と記録		体調不良の場合は、場所長に連絡
マスクの着用		夏場は熱中症に留意 (屋外で人と少なくとも2m以上確保できる場合はマスクをはずす)
手洗い・手指の消毒		こまめに手洗い・手指の消毒を実施 (出勤時、トイレ使用后、作業場への入場時、作業終了後など)
頻繁に触れる箇所の拭き取り清掃		通常の清掃に加えて、消毒用アルコール等で人がよく触れる箇所を拭き取り清掃 (ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、トイレの流水レバーなど)
不要・不急の来場者の制限		畜舎等の畜産関連施設等への部外者の立ち入りを最小限とし、来場者を受け入れる場合は日時や名前等を記録
人が集まる場所の換気の実施		こまめに換気を実施 (2方向の窓を1回数分間程度全開。毎時2回以上は換気を実施)
<b>2 農場における予防対策</b>		
農場内での連絡体制の構築		責任者・担当者の明確化と連絡体制の確認 連絡先リストの作成・共有
作業の固定化・グループ化		発生時に業務継続に支障が生じる数の濃厚接触者が出ないように、作業体系・配置・動線等を検討
作業員同士の距離の確保		作業時における作業員同士の距離の確保(2mを目安(最低でも1m)) できる作業体系・配置・動線等を検討
共用機材等の特定と清掃・消毒		できる限り機材等の共用を避ける (共用せざるを得ない場合には、こまめに清掃・消毒を実施)
休憩・打ち合わせ時における三密の回避		時間・場所をずらした休憩の取得 ホワイトボードやSNS等を活用した作業指示・確認の実施
<b>3 発生時の対応</b>		
発生時の連絡体制の確認		保健所、生産者団体、関連事業者、行政等などへの連絡体制を事前に確認、共有
重要な作業ポイントの洗い出し		発生時の支援作業員が円滑に作業ができるよう作業の重要ポイントを整理(可能であればマニュアル化)

参考:「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」

<[http://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_tik.pdf](http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf)>

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

<[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_coronanettyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)>

**農林水産省**



# 事業継続のための新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト (地域の指導機関の皆さまへ)

(別添4)

畜産は、毎日の飼養管理を行う必要があるため、農家で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、迅速な対応が求められます。地域における、感染予防対策の指導及び発生時に備えた事前の準備をお願いします。

## 感染予防の指導

### 1 一人ひとりの感染予防対策の基本

感染の予防は、以下の3つが基本となります（「新しい生活様式」より）。日常生活において、意識した行動をお願いします。

- ① 人との間隔はできるだけ2mを目安に（最低1m）空ける。
- ② 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ③ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に行う（手指消毒薬の使用でも代替可）  
また、普段から「3密」（密集・密接・密閉）を回避しましょう。

### 2 業務継続のための感染予防対策

農場における感染予防の対応等については、農家向けの感染予防のためのチェックリストを活用しつつ、「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に基づき、指導をお願いします。

- ・体温の測定と記録と発熱等の症状がある場合の責任者への連絡と自宅待機
- ・従業員から報告を速やかに受ける体制の構築
- ・出勤時やトイレ使用后、作業場への入場時の手洗い、手指の消毒
- ・通常の清掃に加え、消毒用アルコール等を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃<sup>注</sup>
- ・換気の徹底（作業場内、休憩所などの共有スペース）<sup>等</sup>

注：拭き取り清掃の実施方法 ※ 感染者が発生した場合には保健所に相談しましょう。

- ・消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）を用います。
  - ・よく触るところ（ドアノブ、照明スイッチ、階段の手すり、共用の器具等）は、上記で清拭します。
  - ・清拭は使い捨てのペーパータオルなどで行います。
  - ・清拭後は石けんによる手洗い、手指消毒薬での手指の衛生を必ず行います。
- 〔参考〕新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法（経済産業省HP）  
< <https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012.html> >

## 事業の継続

### 3 地域における発生時の体制の検討・構築

地域の農家で感染症が発生した場合は、迅速に対応する必要があります。事前の準備が重要となりますので、地域での体制の検討・構築をお願いします。

- ① 連絡体制（責任者・担当者の明確化、連絡体制の構築など）
- ② 消毒体制（資材の確保、消毒要員の確保、体制の構築、作業手順の確認など）
- ③ 業務継続のための支援（代替要員の確保、作業手順の確認、資材の確保など）

裏面のチェックリストでチェック！

農林水産省

# 事業継続のための新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

## 地域の仲間を守るため事前の準備で迅速対応を！

地域における事業継続のための対応のチェックをお願いします  
不十分な項目は、地域において体制の検討・構築をお願いします

項目	チェック	備考
<b>1 指導の実施</b>		
生産者における感染症対策の確認		生産者に配布した感染症対策チェックリストの確認・指導助言の実施（地域独自の方法による取組を含む）
生産者との意見交換		大規模経営など地域の実情を踏まえると業務継続が困難となるおそれがある生産者との意見交換、指導助言の実施
<b>2 連絡体制</b>		
責任者・担当者の選定		検討を進めるための地域の責任者（機関）・担当者（組織）を明確化
連絡体制の構築		農家、生産者団体、関連事業者等との連絡体制（リスト）を整理
発生時の連絡体制		発生した際の具体的な連絡体制を整理・周知・共有
生産者からの速やかな連絡の要請		発生が認められた際に速やかに連絡するよう生産者に周知
<b>3 消毒体制</b>		
消毒に要する資材の確認・確保		地域における消毒に要する資材の保有状況や入手先の把握
消毒要員の確保		発生時における消毒体制の構築、要員のリストを作成
消毒の仕方の確認		事前に保健所等と相談し農場で発生した際の消毒の仕方等を確認
消毒実施者の感染防止手段の確認		事前に保健所等と相談し農場で発生した際の感染防止手段を確認
<b>4 業務継続のための支援</b>		
代替要員の確保		代替要員を事前に確認、リストを作成
代替要員の感染防止手段の確認		代替要員が作業する際の感染防止の手段等を確認（感染者・濃厚接触者との接触を避ける、消毒や手指衛生等）
作業に要する資材の確認・確保		代替要員が作業する際に必要な資材（つなぎ、長くつ、手袋、マスク等）の保有状況や入手先の把握
作業のポイント、手順の整理（各農家）、共有		代替要員が作業を行えるよう、農家段階で作業のポイントを整理するとともに、指導機関がその情報を把握又は伝達方法を確認
代替要員が確保できない場合の検討		一時的な家畜の移動先の選定・移動手段の検討

参考：「畜産事業者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」  
<[http://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_tik.pdf](http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf)>